

# 機関誌 つばさ



発行 認定NPO法人 よこはま成年後見つばさ  
 住所: 保土ヶ谷区釜台町5番5号 ルネ上星川5-202  
 TEL&FAX 045-744-5600  
 E-mail info@yokohama-tubasa.org  
 ホームページ <https://yokohama-tubasa.org/>

## 新たな時代のはじまり

2011年10月に誕生した NPO 法人よこはま成年後見つばさは、質量ともに日本でも有数の法人後見実施団体に成長したと思います。

例えば、昨年改善された診断書、新たに導入された本人情報シートなどはつばさの提案です。まさしく成年後見制度の運用に影響を及ぼしたと言えます。そのつばさは、延受任件数が100件に到達しました。しかし小さなNPO 法人としては、適正規模を超えています。2020年度のつばさの事業計画では、新しいNPO 法人を作ることになっています。

2020年8月9日(土)、新しい NPO 法人(後見つぼみ)の設立総会を経て、現在横浜市へNPO 法人認証申請を行なっているところです。

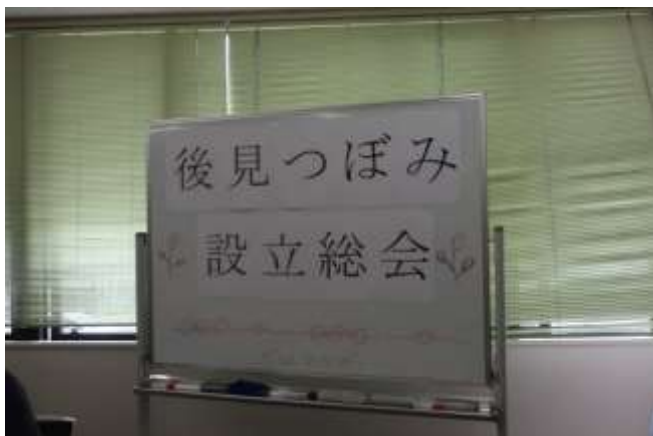
新しい NPO 法人が誕生すれば、両団体による連携しての法人後見実施という新たな時代が始まります。(須田)

## 法人後見専門員養成講座開講

主催 NPO 法人よこはま成年後見つばさ、協力 NPO 法人後見つぼみ(申請中)による法人後見専門員養成講座が始まりました。コロナ禍で6ヶ月遅れの9月開講です。受講生は12名います。横浜市職員やケアマネージャーなど対人援助の経験者です。

講座名は、これまで担当者養成講座でしたが今回からは法人後見専門員養成講座にしました。グレードアップして優れた人材を養成する目論見です。中には、既に後見業務に就いている受講生もいます。スーパーバイザーと共にしっかりと担当しています。まさしくOJT (On The Job Training) による人材育成です。

(須田)



# 担当者会議

つばさが受任している被後見人等の担当者（予定者含）を対象に、活動に関する情報交流の場として、今年度第1回会議を2020年9月5日（土）午後1:30から、星川地域ケアプラザにて開催しました。コロナ感染予防上の会場定員丁度の25名の参加者でフィデカルディスタンスを守って開催しました。

まずは渡邊代表理事から、当日現在の受任延数が98名で100名到達間近である等、つばさの近況報告及び個人情報取扱の注意等に関する話がありました。次いで、篠崎・熊谷（美）副理事から担当者の活動報告書等の様式変更についての説明があり、熊谷（雅）理事から担当者報酬の改定についての説明がありました。その後、参加者全員から担当状況や苦労話、感想等を話してもらいました。短時間でしたがつばさの法人後見ならではの多様な後見活動等の交流が出来ました。（有園）



報告する渡邊代表理事

# 終了事務

2020年9月6日（日）、相続人3人の方に遺留金品を引き継ぎました。7月19日に亡くなったSさんの遺留金品です。妻と長男・次男に引き継いだのです。詳細は省きますが、Sさんにご家族は十数年前に別居していました。SさんによるDVが原因でした。それにもかかわらず補助開始申立時には3人とも同意してくれました。心配していたと。Sさんは、急死してしまいましたがご家族は直ちに飛んできてくれて家財の処分に協力してくれました。3人とも葬儀に参加され、ご遺骨を引き取られました。

年金機構にはいち早く死亡届を出したのですが、8月15日に6月、7月分の年金が振り込まれてしまいました。年金機構からは返還を求められますが、補助開始以降のご家族の協力に着目し、未支給年金や遺族年金請求に協力しました。

家裁には既に終了報告を行いましたが、未支給年金や遺族年金が認められたなら120%の終了事務と言えます。（須田）

終了事務チェックリスト

時 期	担当 SV 法人	項 目	
管 政	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・推定相続人の調査及び交流	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・遺族表示の有無確認と基幹計画の実施	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・ご本人の希望を読み取り「私の願い」作成……………別紙1	
調 査	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・推定相続人への連絡	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・葬儀の取次（推定相続人・支援関係者と）	
死 亡 時 (当日)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・相続人への連絡	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・葬儀社への連絡（例 龍川葬儀社 Tel 045-651-4519）	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・ご遺体引き取り立会い	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・死亡診断書コピー（4、5枚）	
死 亡 後 (一週間以内)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・火葬契約締結、現金払い戻し等家裁許可申立	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・葬儀打ち合わせ（費用、火葬、お香等）	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・お守り遺跡の依頼（例 正覚寺 Tel 045-895-2165）	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・お布施、車代等の検討	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・年金機構に電話報告（年金事務所 Tel ）	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・受給権者死亡届用紙送付依頼・返還額有無確認	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・家裁電話報告（横浜家裁後見係 Tel 045-345-3482）	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・終了事務報告書類送付依頼	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・家裁有価報告（死亡診断書コピー添付）……………別紙2	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・任意受託許可申立……………家裁定型様式 別紙3	
葬 儀 火 葬	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・東京法務局終了整理（死亡診断書コピー添付）……………別紙4	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	送付先（前島市御前便） 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課（03-5213-1360）	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・葬儀、火葬参列	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・相続人に死亡後の事務手順・費用等説明	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・代表相続人の確定及び印鑑管理……………別紙5	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・委任状撤回……………別紙6	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・委任事務手数料説明（引継ぎ財産の1%から2%が5万円）	
	遺 骨 塚 葬	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・二遺骨の引渡しのみ
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・埋葬参列
	結 了 (二ヶ月以内)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・負債整理（施設利用料 医療費等）
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・財産の収支計算書作成……………家裁定型様式 別紙9
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・報酬付与申立……………家裁定型様式 別紙8
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		・審判後 遺留金充當（不足：助成金申請 税金：相続）	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		・年金機構に死亡届（死亡診断書コピー添付）……………機構定型様式	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		・区役所届出（医療証・介護保険証等返還 国民健康費5万円請求）	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		・遺付年金納入時期確認 未支給年金請求説明	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		・金融機関届出（口座解約ないし解約せず相続人引継ぎ）	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		・報酬付与申立後の収支計算書……………別紙9	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		・引継ぎのための財産目録作成……………別紙10	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		・代表相続人に引継ぎ及び印鑑收受……………別紙11	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		・共同相続人に引継ぎ完了のお知らせ……………別紙12	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・家裁終了事務報告……………家裁定型様式 別紙13		

## 99番目の審判書

2020年9月16日、NPO法人 よこはま成年後見 つばさにとって99番目となる審判書が届きました。

今から丁度9年前、つばさをスタートさせた直後に家裁と話し合った際、調査官から「どのくらい受任できますか」と聞かれました。その時、とっさに「二桁を目指します」と答えましたが、後で理事の人たちから褒められました。何故なら10も99も二桁だからです。その99にとうとう到達しました。私としては感無量一入（ひとしお）です。同時に一法人の適正規模からも、次の新しいNPO法人立ち上げまで頑張り抜きます。寄る年波に抗ってです。

なお、99番目は当事者の年齢はまだ19歳です。未成年者です。ご両親が亡くなったことからの相談です。つばさとしては、未成年者が障害に着目して成年後見制度を利用する最初の事例です。（須田）



## 100番目の審判書

2020年9月18日、つばさにとって100番目の審判書が届きました。本人申立の保佐類型です。この事例は、2018年2月5日に叔母から電話で相談がありました。ご本人は、高学歴です。以降後見的支援として面談や会食を繰り返しゆっくりとご本人の性格を把握、信頼関係構築に努めてきました。申立支援もその一環です。申立はご本人自身です。叔母からは申立事情説明に当たって、補足意見が寄せられました。

申立は、2020年6月18日に保佐開始で行いました。申立には、本人情報シートを書いた基幹相談支援センターの相談員も同席しました。ヒアリングの結果、補助類型か判断するため鑑定実施となり、基幹相談支援センターから医療機関に依頼することになりました。

鑑定の結果は、当初の診断書と同様に保佐類型になったものです。

このところ、保佐・補助類型が増えています。この20年間、制度利用の8割が後見類型でした。成年後見制度利用改善の兆しが見えています。（須田）

## ある申立記録から

2020年9月28日に行われた家裁申立時の調査官とご本人のやり取りからです。

【調査官】保佐人候補は両親じゃなくていいのですか？

【本人】両親だと自分と意見が合わなかったり、本音を言えなかったりして、親の言うままにいろいろ決めてしまう。また、両親は将来いずれいなくなる。そうなった時、自分の決めたことが本当にその選択でよかったのか、後押ししてくれる人がほしいのです。

【調査官】最終的には裁判官が決めるので、つばさにならないこともありますか？

【本人】（あわてて）いえ、つばさがいいです。

【調査官】それはなぜですか？

【本人】私、人見知りなんですけど、何回かつばさの方にお会いしていますが、とても親身になって話を聞いてくださって、信頼しているからです。

【調査官】そうですね。では、そのように裁判官に伝えますね。

\*この方も高学歴の方です。（須田）

## 生活福祉部長来所

2020年8月6日（木）、横浜市健康福祉局生活福祉部長（前生活支援課長）と生活支援係長が、つばさの事務所に来られました。部長とは旧知の仲だったので、前々からお誘いをしていました。

「成年後見制度と生活保護制度」と題して話し合いを行いました。区役所の生活支援課からは、被保護者の成年後見制度利用相談がつばさに多く寄せられていることを実例で説明しました。また、後見人が就任しての効果を説明しました。

権利擁護の観点からは、生活保護法の第7条、11条、12条、61条、81条等の改正が必要であることも伝えました。最後に、生活保護業務に従事するケースワーカーと後見人の連携の重要性、成年後見制度の研修を提案しました。

成年後見制度は単なる財産管理制度ではないことを、こうした下からの積み上げでも証していきたいと思います。

（須田）



## ズームミーティング

この春先のコロナ禍から、世の中の働き方が一気に在宅ワーク、リモート会議になりました。リモート会議や大学の講義の多くは、ズームミーティングです。私も大学の講義やリモート会議に何度か招待されて参加しました。

私たちのところでも遅ればせながら、ズームミーティングが始まっています。

9月23日 受任調整会議

9月30日 受任調整会議

10月7日 第4期横浜市障害者プラン素案パブリックコメント

10月14日 定例会議（法人適格性）

10月21日 須田塾（あるお母さんの遺言）

今後もズームミーティングを使って、成年後見制度の普及・啓発、法人後見の周知を積極的に行っていくつもりです。

（須田）

